

第2回マイナンバー制度説明会時の質疑応答について



1 1月に開催した説明会時の質疑応答について掲載いたします。

Q1 平成28年1月から交付される「個人番号カード」は国民全員が申請しないといけないのですか。

A1 申請は任意となります。なお、本村では、平成27年11月から郵送されている「通知カード」の下段に「個人番号カード」交付申請書があります。

Q2 「個人番号カード」の交付申請をした場合、交付される際には手数料がかかるのでしょうか。

A2 「個人番号カード」の交付手数料は、総務省により大勢の方に交付申請してもらいたい主旨で当面の間、無料としています。有料となる期日は現在のところ示されておりませんので、この機会に「個人番号カード」の交付申請をご検討ください。ただし、本人の責による再交付には手数料がかかります。

Q3 「個人番号カード」を取得していないと困ることはありますか。

A3 インターネットによるe-Tax（国税電子申告・納税システム）等の電子申請で利用することになりますので、ご利用される方は交付申請をしてください。

ただし、前回まで「住基カード」で申請されている方は有効期限までご利用できます。

Q4 「通知カード」または「個人番号カード」を紛失したらどうしたらよいのでしょうか。

A4 どちらのカードも紛失を確認しましたらコールセンターに一時停止の連絡をしていただきます。その後、村に届け出てください。再発行の手続きもできますが、警察に遺失物届を提出した後には村役場において再発行の申請することになります。

【個人番号カードコールセンター 0570-783-578】

Q5 個人番号を変更することは可能ですか。

A5 個人番号を変更できるのは、その個人番号が流出し、不正に利用されているもしくは不正に利用されるおそれがある場合のみとなります。

Q6 平成28年1月から交付される「個人番号カード」は代理人でも受け取ることが出来ますか。

A6 代理人でも受け取ることが可能ですが、委任状や本人が出頭できない証明書を持参していただくことになります。（例、診断書、本人の障害者手帳等）

Q7 「個人番号カード」を役場窓口で受け取る際に特別な手続きはありますか。

A7 暗証番号を設定する必要があります。また、本人が出頭された場合には出頭された方と「個人番号カード」の顔写真をシステムにより判定させていただきます。そのシステムにより同一人物と判定されない場合は「個人番号カード」を交付することができないとされています。

Q8 「通知カード」と「個人番号カード」の違いは何ですか。

A8 下記のとおりです。

項目	通知カード	個人番号カード
材質	紙	プラスチック
顔写真	なし	あり
身元証明	身元証明書になりません	身元証明書となります
有効期限	なし	下記を参照
暗証番号の設定	なし	あり
ICチップの搭載	なし	あり
交付方法	郵送	窓口交付

個人番号カードに関する有効期限

カード発行時年齢	カードの有効期限	利用者証明用電子証明書	署名用電子証明書
20歳以上	10回目の誕生日	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳～20歳未満	5回目の誕生日（※1）	5回目の誕生日	5回目の誕生日
15歳未満	5回目の誕生日（※1）	5回目の誕生日（※2）	なし

※1 20歳未満の方は、容姿の変動が大きいことから顔写真を考慮し5回目の誕生日となっています。

※2 15歳未満の方は、法定代理人が暗証番号を設定することになります。

※3 15歳未満の方は、署名用電子証明書を原則として実印に相当するため発行していません。

役場窓口等でマイナンバーの収集について

平成28年1月以降の下記の支払いには、源泉徴収票等の法定調書作成のため、マイナンバーを収集させていただきます。

その際には、本人確認（個人番号確認・身元確認）をさせていただきますので、マイナンバーの「通知カード」と「運転免許証」等の身分証明書を確認させていただきます。

記

支払事務	利用目的
各種委員報酬	源泉徴収票作成
講師謝礼	〃
不動産使用料	不動産の使用料等の支払調書作成のため（15万円を超える場合）
不動産売買代金	不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成のため（100万円を超える場合）

マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の交付について

マイナンバー（個人番号）が記載された住民票は、住民票コードの取扱いと同様、その機密性の高さから、本人または同一世帯員以外の方への直接交付はしてありません。

代理人の方がマイナンバー（個人番号）記載の住民票を請求される場合は、下記の書類が必要になります。

記

準備していただくもの	摘要
委任状	マイナンバー（個人番号）記載の住民票を請求する旨の記載があるもの。マイナンバー（個人番号）が必要な理由、提出先等を詳しく記入してください。
代理人の本人確認書類	運転免許証・旅券等顔写真付きのもの
返信用封筒	簡易書留で郵送できる切手が貼ってあり、本人の住民票上の住所が記載されているもの

※マイナンバー（個人番号）が記載された住民票は、代理人には直接交付せず、本人の住民票上の住所に東秩父村役場から簡易書留（転送不要）で送付いたします。